

改正育児介護休業法「令和7年4月1日施行」対策

諸規程の改正	就業規則の改正	「子の看護休暇」→「子の看護等休暇」
	育児介護休業規程の改正	子の看護休暇→「名称の変更」
		子の看護休暇→「取得事由の追加」
		子の看護休暇→「小学校就学の始期に達するまで」→「小学校3学年終了まで」
		「子の看護休暇」「介護休暇」とも、入社後6か月の除外規定を削除
労使協定書の見直し	所定外労働の制限「3歳未満」→「小学校就学前」	
介護離職防止のための雇用環境整備 ①～④いずれかの措置を講じなければなりません。		「育児に準用」 ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施 ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置） ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供 ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知
	介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 「介護直面時」「40歳時」	様式の追加
育児休業取得状況の公表義務適用拡大		従業員数1,000人超の企業→従業員数300人超の企業 ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。

(厚生労働省ホームページ)育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(厚生労働省ホームページ)育児・介護休業等に関する規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

01 パンフレット（簡易版全体）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000685056.pdf>

02 育児・介護休業等に関する規則の規定例（簡易版） ←簡易版が更新されました！（令和7年4月1日、10月1日施行対応版です。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/02.docx>

03社内様式例：育児・介護休業申出書、育児・介護休業取扱通知書 [407KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/03.doc>

04 参考様式 [1MB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/04.doc>

05令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A(令和6年11月19日時点)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>

Q2-32：子の看護休暇の見直しの内容、特に新たに取得事由として認められるものはどのようなものが教えてください。例えば、授業参観や運動会に参加する場合でも取得可能でしょうか。

A2-32：今回の改正により、対象となる子の範囲を小学校第3学年修了（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、現行の取得事由である子の病気、けが、予防接種、健康診断に加えて、新たに感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式及び卒園式にも取得が可能になります。

なお、授業参観や運動会に参加する場合は、法的には子の看護等休暇の取得事由として認められませんが、法を上回る措置として事業主が独自の判断で取得事由に含めることは差し支えありません。